

1.政治

1.1.行政事件訴訟法

行政庁(国や地方公共団体の行政機関)の行政権行使により、国民に不利益が生じた場合に、裁判所の訴えを提起し、違法状態を解除して、権利の回復を求めるための訴訟手続きに関する法律。

1.1.1.主観(的)訴訟…個人の権利・利益の保護を目的とする訴訟

抗告訴訟……取消し訴訟

処分の取消しの訴え・裁決の取消しの訴え・無効等確認の訴え・不作為の違法確認の訴え

(処分の取消しの訴えは、審査請求ができる場合でも、

原則として直ちに提起する事が出来る)

当事者訴訟…公権力の行使にあたらぬ、対等な当事者間の権利や法律関係の争いのこと

形式的当事者訴訟…当事者間の法律関係を確認・形成する処分・裁決に関する訴訟

実質的当事者訴訟…公法上の法律関係に関する訴訟

1.1.2.客観(的)訴訟…個人の権利・利益と直接関係がなく、法の正しい運用の確保を目的とする訴訟

民衆訴訟……**選挙人たる資格、その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で、提起するものである。**

具体的には、公職選挙法の選挙無効・当選無効訴訟、地方自治法の住民訴訟など。

機関訴訟……具体的には、地方公共団体の議会の議決が、権限を越えたり、法令などに違反していたりするかについて、地方公共団体の首長と議会が対立したとき、最終的に裁判所に訴え出る場合など。

1.2.戦後の出来事

1.2.1.日ソ共同宣言締結(鳩山 一郎)

1956(昭和31)年10月、日本とソ連の間の戦争終結宣言として、**日ソ共同宣言**が発表された。日ソ間の国交が回復し、国連の安全保障理事会の常任理事国であったソ連が賛成にまわったため、日本の国連加盟が実現した。

1.2.2.沖縄返還協定調印(佐藤 栄作)

沖縄返還協定が調印されたのは、**1971(昭和46)年6月**のこと。翌72年5月15日に協定が発効し、この日が沖縄返還の日として知られている。

1.2.3.日中共同声明調印(田中 角栄)

1972(昭和47)年9月、日本政府は中華人民共和国政府との間に、**日中共同声明**を調印、国交が開かれた。

1.2.4.国鉄民営化(中曽根 康弘)

1987(昭和62)年4月、これまでの日本国有鉄道(国鉄)がJRとして、6つの旅客鉄道会社と1つの貨物会社に分割、民営化された。

1.2.5.消費税創設(竹下 登)

1989(平成元)年4月に消費税が実施された。

1.3.天皇の国事行為

1.3.1.日本国憲法第6条の任命権

- 国会の使命に基づいて、**内閣総理大臣を任命。**
- 内閣の使命に基づいて、**最高裁判所長官を任命。**

1.3.2.日本国憲法第7条の国事行為

- 憲法改正、法律、政令、条約の公布
- 国会の召集**
- 衆議院の解散**
- 国会議員の総選挙施行の公示**
- 国務大臣の任免の認証**や大使の信任状の認証
- 恩赦の認証
- 栄典の授与**
- 批准書その他の外交文書の認証
- 外国大使、公使の接受
- 儀式の挙行

1.4.選挙について

1.4.1.重複立候補者について

重複立候補者が、小選挙区での得票が供託金没収点に達しなかった場合(有効投票総数の10分の1に達しなかった場合)、**供託金が没収されるとともに、比例当選の権利も無くなり、復活当選は認められなくなる。**

1.4.2.補欠選挙について

小選挙区選出議員の欠けた時期が、**9月16日～翌年の3月15日**までの場合は**補欠選挙は4月の第4日曜日**、**3月16日～9月15日**までの場合は**10月の第4日曜日**に行われる。

1.4.3.自らの辞職による再出馬について

県知事選に立候補するために、衆議院小選挙区選出議員を辞職した場合、**県知事選に落選したので、自らの辞職が原因**で行われる衆議院小選挙区の補欠選挙には立候補できない。

1.4.4.被選挙権について

参議院議員選挙は満30歳以上、衆議院議員選挙は満25歳以上の者に、被選挙権が与えられる。

1.4.5.比例代表選出議員について

比例代表選出議員が、他の政党に移ったときには、議員を辞職しなくてはならない。また当選の資格も失う。ただし、元の所属政党を離れて無所属になった場合、選挙時にはなかった新しい政党に所属した場合、また元の所属政党が他の政党と合併した場合には、辞職の必要はない。

1.5.罪刑法定主義

罪刑法定主義とは、どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰を課せられるかを、あらかじめ法律で定めておかなければならないという原則のこと。

1.5.1.類推解釈

行為者にとって、**不利な類推解釈は禁止されるが、有利な類推解釈は、行為者の利益を侵害しないため許される。**また、**ある言葉を日常用語としての意味より広く解釈する拡張解釈は許される。**

1.5.2.絶対的不定期刑

「…した者は刑に処する」というように、**刑種と刑量をとともに法廷しない絶対的不定期刑や慣習刑法は禁止されている。**

1.5.3.刑罰法規不遡及

罪刑法定主義の重要な内容の一つで、実行の時には適法であった行為が、事後に法が設けられ、遡って処罰されることを許さないということ。

1.5.4.日本国憲法における罪刑法定主義

日本国憲法においては、**罪刑法定主義の規定が、第31条、第39条、第73条6号の但書に見られる。**

第31条 法廷の手続きの保証…何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第39条 遡及処罰の禁止・一事不再理…何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任は問はれない。また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第73条 内閣の職務 6号…この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

1.5.5.大日本帝国憲法における罪刑法定主義

大日本帝国憲法でも、罪刑法定主義は採用されていた。このことを明らかにしたものとして、明治時代に起きた「大津事件」がある。1891(明治24)年、ロシア皇太子ニコライが来日した際、警備にあっていた日本人巡査から斬り付けられて頭に負傷をした。当時の日本の刑法には大逆罪の規定があり、皇族に対して危害を加えた場合には、死刑が定められていた。そこで、政府は巡査の死刑を司法に要求した。しかし、大審院院長はこれを拒否、無期懲役の判決を下した。大審院は日本の皇室に対する犯罪を外国の皇室への行為に類推解釈するのは無理があるとした。

1.6.裁判員制度

裁判員制度は、国民が地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、また有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度。

1.6.1.裁判員制度の開始時期

2009(平成21)年5月にスタートした。

1.6.2.対象事件

**殺人・強盗致死傷・傷害致死・危険運転致死・現住建造物放火
身代金目的誘拐・保護責任者遺棄致死など。**

1.6.3.評決

9人からなる合議体の過半数の意見で決まることになる。ただし、過半数には、裁判官及び裁判員の両方を含むことが必要となる。

1.6.4.守秘義務

「裁判員制度」では、**守秘義務が課され、裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。**

1.6.5.裁判員候補者の義務

候補者となった段階で、裁判所から連絡があり、出頭しなければならない。また、正当な理由がなく出頭しなかった者には**10万円以下の過料**が課せられる。

1.7.道州制

2006(平成18)年2月28日、地方制度調査会が小泉純一郎首相(当時)宛に提出した答申に、「広域自治体として、現在の都道府県に代えて道又は州を置く」とある。

道州制とは、現在の47都道府県を廃止して、その代わりに全国を地域ごとに10個前後のブロックに再編成するもの。**地域ごとのブロックは、いくつかの都道府県が統合された広域の地方自治体(地方公共団体)となる。**この広域の地方自治体が「道州」と呼ばれることから、この制度を道州制という。

道州は現在の47都道府県の地方自治体よりも、**国家からの独立性が強く、独自の地方政府をもち、独自の法律を制定し、地域の特性に合わせた政策を行おうとするもの**で、日本国内の地域格差を解消するという目的がある。アメリカ合衆国の連邦制などに近いものである。

しかし、長年、47都道府県に親しんできた国民にとって抵抗も大きく、中心となる都市や地域への一極集中を招く恐れがあるという反対意見もある。

1.8.憲法に定める国民の権利及び義務

1.8.1.憲法第37条第2項

「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ…」

刑事裁判手続きの保障の証人審問権について。**裁判所は申請を受けたすべての証人を喚問する義務を負わない。**当該事件の裁判に必要な適切な証人を喚問すればよい。

1.8.2.憲法第38条第1項

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」

自己に不利益な供述とは、自己の財産に損害が生ずるような事実、名誉を低下させるような事実。自己の氏名は、原則として不利益な事項に該当しない。

1.8.3.憲法第38条第3項

「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」

補強法則について述べたもの。**補強法則とは、信頼性の充分と思われる自白が有る場合でも、自白を補強する証拠がなければ、被告人を有罪としてはならないという原則。**また、刑事訴訟法第319条第2項では、「被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない」とある。しかし、第319条第2項の「公判廷の自白」が、憲法第38条第3項の「本人の自白」にあたるかどうかは、判例、学説で争いがある。

1.8.4.憲法第39条

「何人も…既に無罪とされた行為については、刑事上の責任は問われない。また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。」

一事不再理の原則である。何人も同一の犯罪について、2度以上罪の有無に関する危険にさらされるべきではないという考えに基づくもの。しかし、**上訴する場合には同一事件であるので、被告人を二重の危険にさらすものとは解釈されない。**

1.8.5.憲法第40条

「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」

基本的人権中の請求権に属する刑事補償請求権になる。不起訴処分を受けた被疑者については、被疑者補償規定があり、検察官の裁定により、補償を行うことが出来る。

1.8.6.補足

自由権[生命・身体の自由]

- ・奴隷的拘束/苦役からの自由…憲法第18条
- ・法定手続きの保障…憲法第31条
- ・逮捕/抑留/拘禁などに対する保障…憲法第33～34条
- ・拷問/残虐な刑罰の禁止…憲法第36条
- ・刑事手続きの保障…憲法第37～39条

1.9.行政指導

行政指導は**法律や命令(政令や省令など)**の根拠を基にして、相手を規制したり、誘導したりするものである。

行政指導は**強制力を持たないので、従うか否かは私人・私企業の自由である**。ただし、今後、不利益が生じることを懸念し、行政指導が不当と思われても従わざるを得ないことが多かった。これが行政機関と私企業の不透明な癒着を生む原因になったともいわれる。そこで、**行政指導の任意性、責任の所在の明確化などが行政手続法により明示**された。

行政手続法により、行政指導は以下のように定義されている。

「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の**作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為**であつて処分に該当しないものをいう」

行政手続法により、行政指導の定義と責任の所在の明確化、行政指導内容を口頭で請求する民間側の権利などが明記されている。

違法な行政指導により損害を被った場合、国家賠償法の第1条(公権力の行使についての賠償責任)の対象となる。